

平成28年熊本地震における緊急の雇用労働対策について

平成28年7月1日

震災に係る労働相談対応

- 熊本労働局内のハローワークに「震災特別相談窓口」を設置し、被災者の仕事に関する相談に対応
- 労働者や事業主からの労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する相談に的確に対応するため、熊本労働局及び管下の全労働基準監督署に「震災関連相談窓口」を設置
- 地震に伴う休業時の賃金などの取扱いについて、「労働基準法等に関するQ&A」を作成し、被災地域の事業主団体に、雇用調整助成金の活用と併せて周知(4月22日～)
- 4月16日(土)、17日(日)、避難所を巡回し、雇用保険のリーフレット等を配布(巡回先7箇所)
- 4月16日(土)、17日(日)に熊本労働局、ハローワーク熊本、ハローワーク上益城、ハローワーク宇城において、電話受付や来所相談を実施。また、5月14日(土)から6月5日(日)までの土日について、ハローワーク熊本、ハローワーク上益城、ハローワーク阿蘇の開庁を実施し、雇用調整助成金及び雇用保険の特例に関する相談や職業相談に対応。6月11日(土)以降については、ハローワーク熊本の出先庁舎である「くまジョブ」に集約し、毎週土曜日、職業相談、雇用保険や雇用調整助成金の相談に対応(6月26日時点。来所相談368件、電話相談290件)。
- 雇用調整助成金の説明会、職業相談、雇用保険の手続き等を、高森町役場(4回)、南小国町商工会(4回)、益城町商工会・公民館(4回)、西原村生涯学習センター(2回)、上天草市商工会(1回)、本渡商工会(1回)、水俣商工会(1回)において実施(6月26日時点。計17回実施)

関係機関と連携した取組

- 雇用調整助成金を活用した雇用維持について、福祉施設・医療施設への周知を、福祉部局・医療部局と連名で(5月10日)・旅館業界への周知を、衛生部局と連名で(5月11日)、自治体等に対し要請
- 塩崎厚生労働大臣、とかしき厚生労働副大臣、三ツ林厚生労働大臣政務官が、それぞれ日本経済団体連合会、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所に対し、平成28年熊本地震に係る雇用・労働問題への配慮について要請(5月13日)
- 生田職業安定局長、九州各県の労働局幹部が、九州各県の経済団体に対し、平成28年熊本地震に係る雇用・労働問題への配慮について要請(5月16日～27日。計28団体)
- 金融庁と連携し、九州各県の金融機関(銀行18、信用金庫等28、信用組合等22)に対し、雇用維持に向けた協力を依頼。このうち、熊本・大分の金融機関に対しては、労働局幹部が直接訪問し、協力を要請
- 日本銀行との連携について、日本銀行福岡支店、日本銀行熊本支店に対し、雇用維持に向けた協力を要請(5月17日、26日)
- 最低賃金総合相談支援センターと連携して雇用調整助成金の周知等を実施するよう労働基準局から九州各労働局に指示。また、労働保険事務組合連合会及び熊本県内159の労働保険事務組合へ雇用調整助成金の周知等を労働基準局から要請(5月20日)

雇用調整助成金

- 平成28年熊本地震の影響に伴う経済上の理由により休業等を余儀なくされた事業主について、特例第1弾として、事業活動縮小の確認期間の短縮化(3か月 → 1か月)、計画届の事後提出の容認(7月20日まで)などの特例措置を実施(4月21日)
 - 特例第2弾として、九州7県に事業所が所在する事業主が休業を実施した場合の助成率の引上げのほか、新規学卒者など雇用保険被保険者期間が6か月未満の者を助成対象とすること、クーリング期間の撤廃、雇用量要件の撤廃などの特例措置を実施(5月16日)
 - 特例第3弾として、通常、起業後1年未満の事業主については雇用調整助成金の対象とならないが、平成28年熊本地震発生時において起業後1年未満の事業主についても助成対象とする特例を実施(6月1日)
 - 厚生労働省HPの平成28年熊本地震関連情報のページで周知しているほか、熊本労働局等のHPでも周知(4月22日)
 - ゴールデンウィーク期間中(4月29日から5月8日)の休日において、熊本地震の発生に伴う雇用調整助成金に関する相談などについて、コールセンターを設置し対応(対応件数 207件)
 - 事業主からの相談件数の増加を踏まえ、雇用調整助成金に関する説明会を実施(熊本県44回、979人(805社)、大分県16回、425人(356社))(6月25日時点)
- ※ 震災に係る雇用調整助成金関係の相談件数(熊本労働局・6月25日時点)5,811件

雇用保険(被災者への失業給付の特例支給)

- 熊本県内の事業所が災害を受けたことにより休止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できる特例を実施(一時的離職)(4月14日)。近隣県(福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島県)についても同様の措置を実施(5月11日)。
- 交通の途絶や遠隔地への避難などにより住居地を管轄するハローワークに来所できないときは、失業認定日の変更や来所可能なハローワークで失業給付の受給手続きを可能とした(4月14日)
- 熊本県内の事業所が災害を受けたことにより休止したために、休業して、賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくても失業給付を受給できる特例を実施(休業)(4月26日)
- 厚生労働省HPの平成28年熊本地震関連情報のページで周知しているほか、熊本労働局等のHPでも周知(4月15日)
- ゴールデンウィーク期間中(4月29日から5月8日)の休日において、熊本地震の発生に伴う雇用保険の特例に関する相談などについて、コールセンターを設置し対応(対応件数 489件)

※ 震災に係る雇用保険関係の相談件数(熊本労働局・6月25日時点)9,396件

新卒者

- 文部科学省と連携し、以下の内容について主要経済団体等(440団体)に要請(4月21日)
 - ・ホームページ等を活用した企業説明会をこれまで以上に実施すること
 - ・被災地の学生のエントリーシートの提出締切や採用選考日程等について柔軟に対応すること
- 熊本及び大分の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」等を設置し、被災した就職活動中の学生等のニーズに応じた職業相談や当該相談を踏まえた企業への働きかけを実施(4月25日)
- 新入社員の解雇を防止するため、新入社員を当面の間、休業させる場合にも雇用調整助成金が利用できるよう、「雇用保険被保険者期間6か月以上」要件を適用除外とする特例を措置(5月16日)

派遣労働者

- 以下の内容について大臣名で主要経済団体、職業安定局長名で人材派遣関連団体に対して要請(5月13日)し、熊本労働局長名で熊本県内に事業所を設置する労働者派遣事業者に対して要請(5月17日～19日)
 - 【派遣元事業主の団体】
 - ・労働者派遣契約の解除等があった場合でも、派遣先と協力しながら派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること
 - ・それができない場合でも、まずは休業等を行い、雇用の維持を図るとともに、休業手当を支払うこと
 - 【派遣先となる主要経済団体】
 - ・派遣労働者の方々等の雇用の安定とその保護を図るために配慮すること
 - ・やむを得ず労働者派遣契約を継続しない場合であっても、労働者派遣法第29条の2等に基づき、派遣労働者の新たな就業機会の確保や、休業手当等の支払に要する費用の負担等の措置を講じること
- 派遣労働に関する労働者、派遣会社・派遣先からの相談について、派遣会社や派遣先における新たな就業機会の確保や休業手当等に関する責務についてまとめた、派遣労働に関するQ&Aを公表(4月28日)

復旧工事における災害防止対策

- がれき処理や復旧工事における労働災害防止対策の徹底を図るよう建設業団体に要請するとともに、がれき処理や復旧工事を行う方に対して、作業を安全に実施するための防じんマスク等を配布((公社)保安用品協会から無償提供を受けて4月25日から防じんマスク約55,000枚、切創防止用手袋約10,000双等を配布、5月13日から追加で提供を受けた保護めがね約2,500個、防じんマスク約27,000枚等を配布)
- ①倒壊家屋の復旧等の作業を安全に実施するため及び②復旧作業における熱中症予防のため、作業現場の安全パトロールを実施(5月27日までに合計597事業場等のパトロールを実施)。
- 降水量の増える6月、7月に懸念される土砂崩壊による災害の防止のため、建設業関係団体あて対策の徹底を要請するとともに、関係労働局に対し事業場等への指導を指示(6月1日)
- 関係団体の協力を得て、災害復旧作業を行う作業員やボランティアの方を対象とした災害防止や熱中症防止等に関する講習会を熊本労働局、福岡労働局等で開催(5月29日、30日、6月29日)
- 被災した建築物等から石綿の飛散のおそれがあるため、ばく露防止対策を関係団体等へ要請・労働局へ指示(5月23日、5月31日)するとともに、がれき処理現場等における石綿の気中濃度の測定を実施(5月27日～)

未払賃金立替払

- 地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた労働者に関する未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化を行うなど、迅速な処理を実施(4月22日～)

健康確保対策

- 独立行政法人労働者健康安全機構で、被災された住民の方(事業者、労働者及びその家族等)からのメンタルヘルスに関する相談及び健康に関する相談に応じるため、「熊本地震被災者のための心の相談ダイヤル」及び「熊本地震被災者のための健康相談ダイヤル」(いずれもフリーダイヤル)を設置(5月2日～)

労災保険給付

- 労災診療や休業補償の請求書に医療機関や事業主の証明がなくても請求を可能とする弾力的な取扱いを実施(4月15日～)
- 労災年金等の預金通帳・証書・届出印等を紛失した場合の弾力的な取扱いを実施
- 健康管理手帳を提示できなくてもアフターケアの受診ができる旨を周知するなどの取組を実施(4月22日～)
- 診療録等を滅失又は棄損し、労災診療費等を請求することが困難となった労災指定医療機関に対し、特例的な請求を認める取扱いを実施(4月28日～)

労働保険料等

※ 障害者雇用納付金も同様

- 熊本県内に所在地のある事業主等に対して、労働保険料等申告書の提出期限や納付期限(7月)を、申請など特段の手続の必要なく、一律に延長(4月22日～)
- 熊本県外に所在地のある事業主に対して、地震により財産に相当な損失を受けた場合には、事業主からの申請に基づいて、納付の猶予を受けられることについて、周知

勤労者財産形成持家融資制度・中小企業退職金共済制度・労働金庫

- 勤労者財産形成持家融資を返済中の方に対して、最長3年間貸付金の返済を猶予(返済猶予期間中は貸付利率を最大1.5%引下げ)する等の特例措置を実施
- 中小企業退職金制度について、申し出に応じ、掛金納付期限を延長する等の特例措置を実施
- 九州労働金庫における対応(被災の影響により、預金通帳等を紛失した場合でも本人確認により支払を行う等)を周知